

世界90カ国の法律家団体「冤罪懸念」

「共謀罪」の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法について、世界約九十カ国の法律家団体でつくる「国際民主法律家協会（IADL）、本部・ブリュッセル、ジーン・マイラー会長」が抗議声明を出したことが分かった。IADLに加盟する日本国際法律家協会（JALISA）、大熊政一会長、会員約三百人のメンバーが二十一日、都内で記者会見を開いて明らかにした。

声明は、法が成立した六月十五日付。IADLのジュネーブ代表が同十六日に国連人権理事会で読み上げた。声明は、プライバシー権に関する国連特別報告者ジョセフ・ケナタツチ氏から懸念が示されていることに触れ、「組織的犯罪集団」の定義の曖昧さは安全保障のセンシティブな（機微に触れる）領域における非政府組織（NGO）の活動に対する監視を合法化する機会を与える」として、共謀罪廃止を求めている。



「共謀罪」に対する抗議声明を発表する日本国際法律家協会の笹本潤氏（左）21日、東京都新宿区で

「共謀罪」法に抗議声明

チスに抵抗した法律家たちがパリで設立。世界各国の弁護士や学者らが平和の実現や人権擁護を目的に活動している。スイス・ジュネーブで毎年三回開かれる国連人権理事会で声明を出し、各国の人権状況についてホームページなどで意見を表明している。

会見では、英国の共謀罪と対テロ法に詳しい清末愛砂・室蘭工業大大学院准教授が「共謀罪の発祥地・英国では近年、共謀罪が対テロ法とセットで使われ、大量の職務質問や逮捕、差別的な運用が行われており、それが冤罪につながっている」と指摘。日本でも、共謀罪の運用がテロ対策を名目とした人権侵害につながる懸念を訴えた。

IADLの理事を務める笹本潤弁護士は、ケナタツチ氏への政府の抗議について「北朝鮮が人権状況に関する国連特別報告者に協力しないことを、日本政府は非難している。政府の姿勢はダブルスタンダード（二重基準）ではないか」と批判した。

― 声明全文 ⑥面

「組織犯罪集団」定義の曖昧さは、NGO活動への監視を合法化する機会与える

国際民主法律家協会（IADL）は、国連人権理事会に対して、二〇一七年六月十五日に日本の国会で採択された、いわゆる「共謀罪法案」が人権保障にとって否定的影響を持つことについて注目するよう呼びかける。

法案は広範な抗議がある中で、通常は本会義の投票の前になされる委員会での承認を省略するという異例な方法で成立した。これは、争いのあるテーマについての議会で十分な討論の促進という点からも問題である。

政府は、この法案を採択することは、国内法を国連国際組織犯罪条約に適用する上で、そして二〇年の東京オリンピックを迎えるにあたってのテロの危険に対応するために必要だと言った。法案の中では、テロリストグループや他の組織犯罪グループは、放火や著作権違反までの二百七十七の犯罪に関する計画と準備行為に関し、罰せられることになっている。

法律専門家は、このような法律を追加して創設することの適切性と必要性について疑問を投げかけている。さらに、プライバシー権に関する国連特別報告者、ジョセフ・ケナタツチ氏が「一七年五月十八日に日本政府宛てた書簡では、法案はプライバシー権と表現の自由に対する不当な制限になる可能性がある、と指摘している。「組織犯罪集団」の定義の曖昧さは、安全保障のセンシティブな領域におけるNGOの活動に対する監視を合法化する機会を与えることになる。

日本政府は、特別報告者の正当な懸念に正面から答えずに、「明らかに不適切」と言って受け付けなかった。安倍晋三首相は、ケナタツチ氏の評価を「極端にバランスを欠いている」と言って公然と非難し、特別報告者の言動を「客観的な専門家のものではない」とした。このような攻撃的な言動は、日本政府の国連特別報告者制度に対する重大な侮辱である。特に日本は、他のすべての国連加盟国の人権尊重を推進すべき人権理事会の理事国の一つなのであるから、許されるべきものではない。

IADLは、テロリズムに対抗する上では国際人権法の義務を順守することが何よりも優先しなくてはならないと強調するとともに、日本の国会に対してはいわゆる共謀罪法案を廃止するとともに、人権理事会に対しては、日本政府に対して、仮に特別報告者に好まない評価をされた場合や実際にされた場合でも、特別報告者の権限と権威を尊重するように呼びかけることを要望する。